

令和4年度姫島村障がい者就労施設等からの物品調達方針

1 目的

この調達方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、姫島村の事務・事業の実施に伴う物品及び役務(以下物品等という。)について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的とする。

2 方針の適用範囲

この方針は、姫島村の全組織を対象とする。

3 調達する物品等と目標額

姫島村が障がい者就労施設等から調達する物品等と目標額は次のとおりとする。

・物品(食品類・農作物・日用品・印刷物・記念品・その他)……………127千円以上

4 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、姫島村ホームページ等を通じて公表する。

5 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに取りまとめ、各組織に情報提供する。

6 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、姫島村役場住民福祉課とする。